

事務事業マネジメントシート(令和 5年度実績と令和 6年度計画)

令和 6 年 6 月 2 7 日 更 新

事務事業名		介護予防ケアマネジメント事業				☐ マニフェスト関連 ☐ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政 策	2	福祉の健康			所属部	健康福祉部	課長名	坂井 晴代
	施 策	7	高齢者の自立と支援体制の充実			所属課	高齢者支援課	担当者名	中村 香南
	施策の柱	27	高齢者の介護予防の推進			所属班	包括支援センター班	(内線)	1165
予算科目		会計	款	項	目	事業連番	根拠法令	合志市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	
			11	1	2	11693			
終了、開始年度		☒ 5年度で終了 ☐ 5年度から開始				事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 28 年度) ☐ 期間限定複数年度 (年度)		

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	【経緯】平成27年4月の介護保険法の改正により、全国的に介護予防・日常生活支援総合事業が開始した。事業対象者及び要支援1・2の認定者で、介護予防給付(通所リハビリ、訪問看護、福祉用具など)を受けておらず、総合事業(通所型サービス・訪問型サービス)のみを利用している人については、介護予防支援ではなく介護予防ケアマネジメントとして実施することとなった。 【内容】介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うもの。また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも、利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていく。 【その他】ケアプランの作成は、居宅介護支援事業所への委託も認められており、一部市内外事業所に委託している。 令和6年度から重層的支援体制整備事業を開始するため、本事業は一般会計での支出となる。
【業務の流れ】	①要支援1,2の認定を受けた人の中、総合事業のみを利用の方から、介護予防サービス利用届出書の受付②利用者と地域包括支援センター間で介護予防ケアマネジメントの契約③課題を分析する④ケアプランの原案作成⑤サービス担当者会議開催⑥ケアプラン作成⑦サービスの提供⑧定期的に訪問し状況把握⑨計画書とサービス提供状況を評価⑩サービス実施状況の管理⑪委託分については、H29年度中より国保連合会を通しての支払いができるようになった。ただし、県外の住所地特例者分については市経由で支払い。
【主な予算費目】	報酬・職員手当・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料
【意見や要望】	デイサービス又はヘルパーサービスのみを利用する方についての支援が「介護予防ケアマネジメント」となり、その他のサービス(福祉用具レンタル等)と併用する方の支援についてはこれまで通りの「介護予防支援」となるため、委託先の居宅介護支援事業所から分かりにくいとの声が上がっており請求誤り等もある。

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分
①手段(主な活動) 5年度実績(5年度に行った主な活動)(DO) 介護認定要支援1及び2と判定された人へのケアマネジメント業務(総合事業通所型サービス、訪問型サービスのみを受ける利用者への支援)を行った。 包括支援センター実施分 1,188件 居宅介護支援事業所委託分 727件		6年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN) 要支援1,2の人が、要介護状態にならないように、介護予防ケアプランを作成し、プランに沿ったサービス調整や関係機関との連絡調整を図る。
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	(単位)	予算の主な増減の理由
→ア:介護予防ケアマネジメント延べ実施件数	件	令和6年度から重層的支援体制整備事業を開始するため、本事業は一般会計での支出となるための減
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	(単位)	②対象指標(対象の大きさを表す指標)
→ア:介護認定審査会において要支援1,2の認定を受けた人のうち、総合事業サービスのみを受ける利用者。	人	→ア:要支援の認定者数
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	(単位)	③成果指標(意図の達成度を表す指標)
→ア:適切なケアプランを作成し、要支援認定者の状態維持・向上を図るために設定した。また、要支援者数の増加に対して、認定者の維持・改善率の目標値を65%以上に設定している。	人	→ア:維持・改善された要支援認定者
	%	→イ:要支援者の介護度の維持改善率
*③成果指標設定の理由と 6年度目標値設定の根拠		総トータルコスト
適正な介護予防ケアプランを作成し要支援者の状態維持、向上に努め、家族介護者の負担軽減や介護給付費の抑制を図るために設定した。		全体計画 ～ 年度
		0

(2) 各指標・総事業費の推移		単位	3年度 実績(決算)	4年度 実績(決算)	5年度 目標(当初予算)	5年度 実績(決算)	6年度 目標(当初予算)	7年度 予定	8年度 見込	9年度 見込
① 活動指標	ア	件	1,762	1,934	2,100	1,915	0	0	0	0
	イ									
② 対象指標	ア	人	657	681	950	684	0	0	0	0
	イ									
③ 成果指標	ア	人	404	349	605	375	0	0	0	0
	イ	%	64	51	66	54	0	0	0	0
投 入 費 量	財 源 内 訳	国庫支出金	千円	2,167	2,473	2,968	2,484			
		都道府県支出金	千円	1,297	1,472	1,613	1,485			
		地方債	千円							
		その他	千円	5,614	6,362	6,706	6,424			
		繰入金	千円	1,297	1,472	1,613	1,485			
		一般財源	千円							
	人 件 費	(A) 事業費計	千円	10,375	11,779	12,900	11,878	0	0	0
		(A)のうち指定経費	千円	6,356	6,401	6,695	6,958	0	0	0
		(A)のうち時間外、特勤	千円	32	36	58	28	0	0	0
		正規職員従事人数	人	3	6	1	4	0	0	0
人 件 費	延べ業務時間	時間	510	740	130	640	0	0	0	0
		(B)人件費計	千円	1,994	2,816	517	2,330	0	0	0
	トータルコスト(A)+(B)		千円	12,369	14,595	13,417	14,208	0	0	0

事務事業名	介護予防ケアマネジメント事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
-------	----------------	-----	-------	-----	--------

2 評価の部（CHECK）

*原則は5年度の事後評価、ただし複数年度事業は5年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 5年度目標達成度評価	☐ 達成した ☒ 達成しなかった ⇒【原因】 要支援認定者を適切なサービスへつなぎ、評価・支援することで利用者の身体機能及び生活機能の低下を防ぐため、介護予防ケアマネジメントを行ったが、維持改善された要支援者の目標値には達しなかった。
	② 6年度目標達成見込み	☒ 目標達成見込みあり⇒【理由】 ☐ 目標達成は厳しい⇒【理由と対策】 今後も引き続き、適切なケアマネジメントの実施により利用者の身体機能・生活機能の維持向上を図る。
有効性評価	③ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 居宅介護支援専門員への支援及び研修を行うとともに、介護予防に特化した通所Cへのつなぎを強化することで、改善の余地がある。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある（具体的な手段、事務事業） ☒ 他に手段がない ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 介護予防のケアマネジメントは、法令により定められた地域包括支援センターの業務のため類似事業等はない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 ケアマネジメント費は要綱により適正な値に定めてあり、他の必要経費についても現状での事業費削減は困難である。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 ケアマネジメントを行っている職員は、出向職員及び会計年度任用職員であり、かつ毎月定められた期日までの業務があるため、削減は困難である。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 法の趣旨に基づくものであり、公平・公正である。
役割分担評価	⑧ 行政の役割分担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 役割分担は適正である ⇒【理由】 法令上、地域包括支援センターの業務となっているため、適正である。

3 評価結果の総括（CHECK）

要支援者の維持改善を図るため、介護予防ケアプランを作成している。市では平成28年度より総合事業を開始し本事業が始まった。維持改善率をみると、目標に達していないため、維持改善率がさらに向上するよう、要支援高齢者への適切なマネジメントを実施に向け取り組みを行う必要がある。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（ACTION）